

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《青森県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
電気事業法等の法整備 (国内初となる浮体式 LNG 受入基地と LNG 火力発電所の整備・運用に係る規制体系の整備)		<p>【経済産業省】</p> <p>安全性の検証や対応策について関係省庁とも連携しながら検討していく。(省庁回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浮体式 LNG 受入基地の LNG が発電専用か否かによって法の対象にならないケースもありえるので確認が必要である。 ● 電気事業法の対象となる場合、保安上必要な距離を有しなければならないが、浮体式 LNG 受入基地の場合、当該規定を満たさない ● 設備に対するガスの漏洩対策を行った上で、境界線との間の離隔も求めているものであり、離隔に係る基準を適用しないことはできない。 →具体的にポイントとなる事項及び検討スケジュールについて、経済産業省に照会。 	なし
浮体式 LNG 受入基地の運用に関する法令上の整備	港則法第 21 条、22 条、23 条	<p>【国土交通省】</p> <p>浮体式 LNG (液化天然ガス) 受入基地 (FSRU) 等の整備・運用に必要な法令上の規制・手続きの整備は、実際の施設整備要請や運用形態等を踏まえて取り組む必要がある。</p> <p>FSRU に係る船体としての基準は整備済みであり、また、FSRU による LNG 移送等に係る手続きについては、事業の具体化に向けた進捗に関する要望者からの情報を待って、関係機関と協力・検討していきたい。</p>	なし
廃棄物処理法上の広域認定制度の緩和	廃棄物処理法第 9 条の 9 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物 (告示)	<p>【環境省】</p> <p>現行法対応可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃密閉型蓄電池として使用済みリチウムイオン電池は、広域認定制度の対象としており、現在 2 社に対して広域認定を行っております。 <p>この件については、大・小区別なく認定を行っておりますが、個別・詳細な事項についてご相談があれば対応いたします。</p>	なし